

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第31号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独情）答申第21号）

事件名：国立大学法人新潟大学職員兼業規程53条に基づく兼業許可を行う際の基準等が分かる資料の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「国立大学法人新潟大学職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）53条に基づく兼業許可を行う際の基準，条件等がわかる資料」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年1月10日付け29新大総第66号により，国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その決定を取り消し，全部を公開決定することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

本件文書が存在しないことを理由として，不開示となっている。

しかしながら，兼業規程54条によれば，兼業に関し必要な事項は学長が別に定めることとなっており，本件請求文書が作成されている可能性が高い。

また，事案毎に許可をするにしても，職員間の衡平性，兼業の妥当性の確保を図るためには，全くの学長の自由なその時々判断に委ねているとは，到底考えられず，万が一，仮にそうであるなら，多額の税金が投入されている貴法人職員の兼業の管理について，貴法人学長は杜撰に行っているとしか言いようがなく，国民から強い非難を受けても仕方がないであろう。

文書の特定，探索を，もう一度，しっかりと行っただうえで，その文書を開示すべきであり，文書の特定，探索に瑕疵のある本決定は違法である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 審査請求に係る不開示決定等

兼業規程53条に基づく兼業許可を行う際の基準や条件等は規定しておらず、事案ごとに許可等を行っている。対象文書は存在しないため、不開示とした。

## 2 審査請求の趣旨及び理由

### (1) 審査請求の趣旨

不開示決定を取り消し、全部を公開決定すること。

### (2) 審査請求の理由

兼業規程54条によれば、兼業に関し必要な事項は学長が別に定めることとなっていることから、本件請求文書が作成されている可能性が高い。文書の特定、探索を再度行い、その文書を開示すべきである。

## 3 審査請求の理由に対する本学の意見

兼業規程53条で定める兼業は、同規程で定めている兼業のなかで、例外的な取扱いをするものである。当該兼業許可等の手続を進めるにあたっては、案件毎に従事内容及びその職責を勘案して兼業の可否の判断を行っており、その際に、審査請求人が求める基準、条件等がわかる資料を基に手続を行っていないため、当該文書は存在しない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年5月25日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁より理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月26日    | 審議            |
| ④ | 同年7月30日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 新潟大学に勤務する職員の兼業に関する必要な事項については、国立大学法人新潟大学職員就業規則38条に基づく兼業規程において、その許可基準等を定めているが、兼業規程に定めのない兼業（以下「特例的な兼業」という。）については、兼業規程53条において、学長の判断により特例的に許可することができるとしている。

イ 特例的な兼業の許可は、あくまでも特例であり、年間数件程度と件数も少ないことから、その案件ごとに、兼業規程に定める兼業の許可基準に準じて、従事内容及びその職責等を勘案して可否の判断を行っているため、特例的な兼業の許可に関する基準、条件等は作成しておらず、これに関し兼業規程54条に基づき学長が別に定めた事項も存在しない。

ウ なお、諮問に当たり、改めて新潟大学の担当課の執務室及び書庫等を探索したが、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、新潟大学において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、新潟大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司